

尾道市総合計画後期基本計画

総論

第 1 章 後期基本計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

本市では、平成 29 年度（2017 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までを計画期間とする尾道市総合計画基本構想を策定し、都市像「元気あふれ人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～」の実現に向けて、平成 29 年度（2017 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までを計画期間とする「前期基本計画」に基づき、各種の施策・事業を推進してきました。

この間、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大、スマートシティ※や SDGs※（持続可能な開発目標）の推進など、社会では様々な変化がありました。

このような情勢や前期基本計画中の取組の成果、今後の課題を踏まえ、本市が将来目指すべき都市像の実現に向け、令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）の政策の基本指針を示す「後期基本計画」を策定するものです。

第2節

計画の構成と期間

尾道市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により、構成されます。

■ 基本構想

本市の目指すべき都市像や、まちづくりの考え方及び基本的方向を示し、基本計画・実施計画の基礎となるものです。

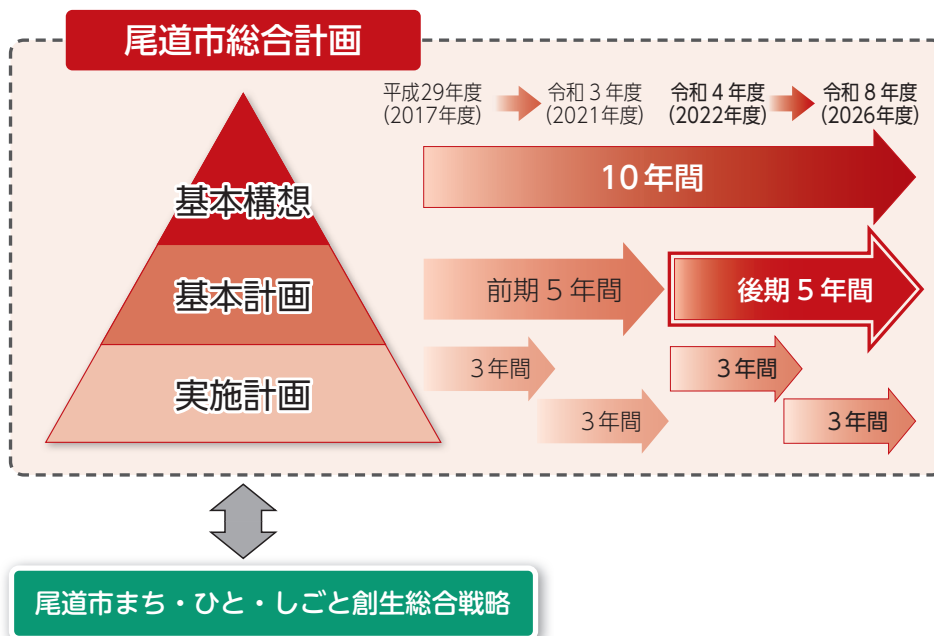
■ 基本計画

基本構想に掲げる都市像を実現し、基本的方向に沿ったまちづくりを行うために必要な政策目標や施策を示すものです。

■ 実施計画

基本計画で定められた政策目標や施策を計画的かつ効率的に実施するための具体的な事業を示すものです。

【構成図】



※平成27年度(2015年度)に第1期、令和2年度(2020年度)に第2期がスタートした「尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は地方創生を目的とした計画であるのに対し、「尾道市総合計画」は本市の総合的な振興・発展等を目的とした最上位計画です。

第2章 まちづくりの方向性

第1節

基本構想本論の概要

1 まちづくりの考え方

まちづくりの考え方を示すキャッチフレーズを次のとおり設定し、本市が将来も発展していくために、本市の持つ「人財」「資源」「広域拠点性」の3つの『尾道オリジナル』をさらに高めていくことで、独創的なまちづくりを展開することとしています。

キャッチフレーズ

高める『尾道オリジナル』

本市の持つ3つの魅力

人財を
魅力として活かす

多様で
豊富な人財

本市の地域を支える多様な人々や、取り組んでいる活動は、まちづくりの基盤となるかけがえのない財産です。今後のまちづくりにおいても、こうした人財を大切に、本市の魅力として活かし、育てていきます。

『尾道オリジナル』

歴史と文化に
育まれた資源

尾道の資源を
魅力として活かす

本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域文化を継承するとともに、資源のリノベーション※等が必要です。今後もこうした歴史と文化に育まれた資源を魅力として活かしていきます。

交流を支える
広域拠点性

広域的な交流拠点を
魅力として活かす

本市は、瀬戸内の十字路口に位置し、広域的な交流拠点としての優位性を有しています。今後も、こうした拠点性の高さを本市の魅力として活かしていきます。

2 都市像

本市の都市像を次のとおり設定し、その実現に向けて取り組むこととして
います。

元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～

都市像

本市の都市像を次のとおり設定し、その実現に向けて取り組みます。

元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～

本市が将来にわたり、持続的に発展していくためには、地域経済を支える産業の活性化や更なる交流の拡大・推進が必要です。

元気あふれ

産業を元気にすることで、新たな雇用を生み出し、地域の活性化、移住・定住人口の増加につなげていくことが必要

人がつながり

心豊かな人材を育て、先人が残してきた誇りや、尾道市民としての心のつながりを大切にし、人と地域がつながる社会を実現していくことが必要

安心して暮らせる

健康・福祉・医療・介護等、また、防災・防犯対策等の充実により、日常生活の安全を確保し、誰もが安心して快適に暮らすことのできるまちを目指すことが必要

このような視点に立ち、
尾道らしい、尾道だからこそできる
独創的なまちづくり

を展開することにより、

市民が誇れるまち

の実現を目指します。

基本的方向

今後は、次の3つの基本的方向に基づき、まちづくりを推進します。

産業の活力があふれ、
交流と賑わいが生まれる
まちづくり

魅力ある人材が育ち、
地域に愛着と誇りを持てる
まちづくり

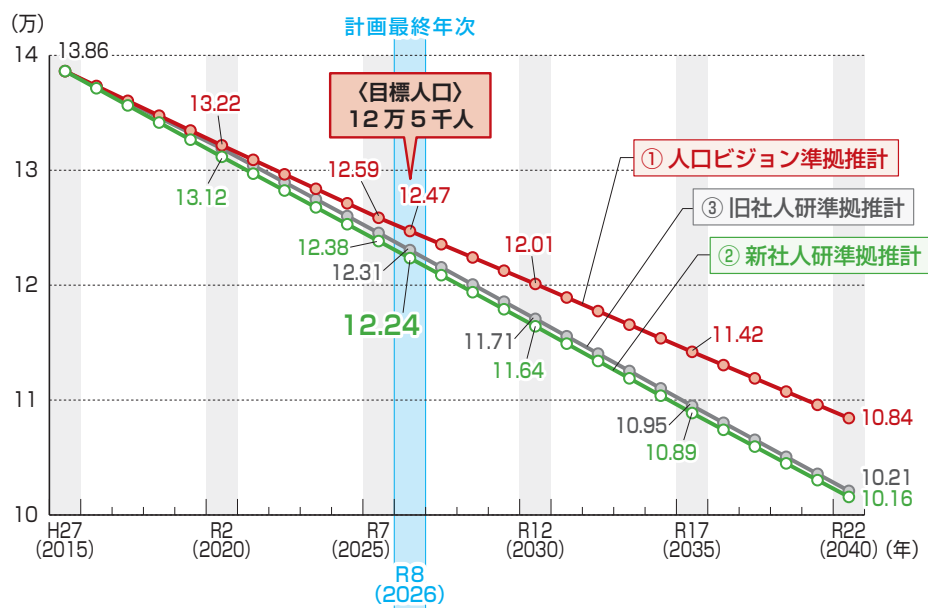
誰もが安全・安心で
快適に住み続けられる
まちづくり

第2節

目標人口

尾道市総合計画基本構想においては、「尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における人口推計に準拠し（①人口ビジョン準拠推計）、最終年次である令和8年（2026年）の尾道市の将来目標人口を12万5千人と設定しています。令和2年国勢調査結果を用いた推計（②新法人研準拠推計）によると、令和8年（2026年）の人口は、122,400人となっており、目標人口を2,600人下回っています。目標人口の実現に向けて、引き続き、人口減少を和らげる取組を粘り強く進めていきます。

【社人研準拠推計と人口ビジョン準拠推計の比較】



(注) 1. ①人口ビジョン準拠推計：平成27年（2015年）の国勢調査結果と、尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの独自推計で用いた仮定値（合計特殊出生率・純移動率等）を用いた推計。尾道市総合計画基本構想において位置付け。

②新法人研準拠推計：令和2年（2020年）の国勢調査結果と、平成30年（2018年）法人研推計の仮定値を用いた推計。

③旧法人研準拠推計：平成27年（2015年）の国勢調査結果と、平成25年（2013年）法人研推計の仮定値を用いた推計。

2. 令和2年、令和7年、令和12年、令和17年、令和22年以外の年は5年間の変化を均等配分して推計。

(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）、（平成30（2018）年推計）」

第3章 後期基本計画策定の背景

第1節 前期基本計画の総括

1 「産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり」の総括

商工業の分野では、瀬戸内の十字路としての拠点性を活かし、企業誘致を進めるとともに、販路開拓や設備導入に対する支援等を行い、市内の中小企業の活性化に取り組んできましたが、事業経営者の高齢化や後継者不在による事業承継等が課題となっています。農林水産業の分野では、尾道ブランド^{*}を活かした農産品の高付加価値化や高付加価値魚の開発等とともに、担い手育成や新規就業者への支援に取り組んできましたが、小規模経営、後継者不足等の課題があります。市民満足度調査においても、産業振興や雇用促進等は、より一層の取組が期待されています。

今後は、供用開始された一般国道2号木原道路等による瀬戸内の十字路としての拠点性をさらに活かし、産業団地の整備の検討も含めた企業誘致を進めるとともに、担い手の確保や、DX^{*}による事業拡大、多角化、生産性向上等を促進する必要があります。

観光の分野では、3つの日本遺産^{*}、第1次ナショナルサイクルルート^{*}に指定された瀬戸内しまなみ海道など、地域資源を活かした観光振興に関する取組により国内外との交流が拡大しています。また、JR尾道駅や市役所本庁舎の建替え、多様な宿泊施設への民間投資が進むことも、本市の魅力向上につながっています。現在は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、観光産業は大きな打撃を受けていますが、観光需要の回復が期待されることから、キャッシュレス化の推進や観光分野でのDXなど、「新たな日常^{*}への対応」が課題となっています。

今後も、瀬戸内の十字路としての拠点性や本市固有の景観と歴史的風致^{*}等の地域資源を活かした観光交流機能の一層の強化に取り組むとともに、DXによる観光客の受入体制の充実やSNS^{*}等を活用した積極的なシティプロモーション^{*}を行い、滞在型観光への転換など、観光消費額の増加に資する取組が必要です。

景観では、地域ごとの美しい景観を守り、育てるため、「尾道市景観計画」に基づく景観形成の誘導を図るとともに、まちなかの賑わい創出と、尾道らしさを感じられる景観と歴史・文化が調和したまちづくりを目指し、歴史的建造物等の整備や通りの美装化、夜間景観整備等の歴史的風致維持向上事業に取り組んできました。市民満足度調査においても、良好な景観の形成については、高く評価されています。

今後も、市民の共有財産である景観の保全・整備や歴史的風致^{*}の維持向上の取組を進め、市民が本市や地域の資源を誇りに思うまちづくりが必要です。

移住・定住の分野では、住みよい住環境や安心して子育てできる環境の充実を図るとともに、仕事の創出や働きやすい雇用環境を整えるなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。また、多様なニーズに対応するため、移住・定住に必要な情報を幅広く発信するポータルサイト^{*}を構築し、本市の魅力発信にも取り組んできました。そのため、転入超過とはなっていませんが、移住者数は増加しています。

今後も、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指すため、地域、団体、企業等と連携しながら、移住・定住の取組を進める必要があります。

2 「魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり」の総括

歴史・文化・芸術の分野では、本市が、古くから瀬戸内の要衝として経済的な発展を遂げる中、令和元年（2019年）には尾道港開港850年を迎えました。また、この間、優れた芸術・文化を生み出し継承してきた取組が認められ、全国最多の3つの日本遺産^{*}に認定されました。歴史・文化的資源を活用した観光の振興や、文化財愛護精神の育成に取り組んでいます。市民満足度調査においても、歴史・文化・芸術の取組については、評価されています。

今後も、長い歴史の中で培われてきた芸術・文化の保存に取り組むとともに、これをさらに活用したまちづくりを推進していく必要があります。

学校教育の分野では、「尾道ゆめプラン」のもと、就学前教育と学校教育との円滑な接続による「尾道15年教育^{*}」を進めるとともに、「尾道教育みらいプラン2」を策定し、「『確かな学力』の向上」、「『豊かな心』の育成」、「『健やかな体』の育成」、「信頼される学校づくり」に取り組んでいます。各種学力調査の結果にみられる基礎的な知識・技能の確実な定着や、児童生徒の不登校が課題となっています。

今後も一層、夢と志を抱き、グローバル社会を生き抜く人材育成に取り組むとともに、学校、家庭、地域が連携した教育力の向上にも取り組んでいくことが必要です。

生涯学習の分野では、ライフステージに応じた学びや交流等の機会を充実させるため、公民館や美術館、図書館等で多様な学習プログラムの充実や、利用拡大に向けて取り組んできました。スポーツにおいても、環境の充実や、

運動による健康づくりに取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、行事の参加者数、施設の利用者数は減少しました。

今後は、情報リテラシー*の向上や電子メディアの活用など、様々な生涯学習機会の提供に取り組むとともに、スポーツを楽しむことができる環境づくりが必要です。

協働*の分野では、地域社会の高齢化や厳しい財政状況等に対応していくため、市民と市が連携して、それぞれの知恵と責任においてまちづくりに取り組んできました。地域課題に地域自らの力で解決していこうとする機運を高め、協働のまちづくりに対する市民意識の向上を図っています。

今後は、これまでの取組を継続するとともに、まちづくり団体（住民自治組織、市民活動団体等）の担い手の育成、活動拠点の形成や仕組みの整備など、地域にとって効果的かつ効率的な支援に取り組む必要があります。

人権の分野では、差別のない平和で豊かな社会を目指して、人権啓発等に努めるとともに、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会*の実現に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等への誹謗中傷等が社会的問題になっているなど、人権課題は複雑化しています。

今後は、多様な人権問題に対応する効果的な啓発を推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた支援や環境整備等の取組が必要です。

3 「誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり」の総括

生活基盤の分野では、快適な暮らしを実現するため、道路や公園、上下水道等の整備、交通空白地*の解消を着実に進めてきました。市民満足度調査においては、社会基盤の整備、地域公共交通の利便性向上等について、一層の取組が求められています。

今後も、老朽化したインフラの効率的な維持管理・更新を実施するなど、生活基盤の整備や住環境の形成に取り組んでいくとともに、誰もが利用しやすい地域公共交通の確保等が必要です。また、デジタル社会*の形成に向けて、5Gや光ファイバーといったICT*インフラの整備の促進と、その活用が必要です。

防災・防犯・交通安全・消防の分野では、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災や平成30年7月豪雨災害など、近年、自然災害が多発する中、防災拠点としての市役所本庁舎及び支所の整備や、デジタル防災無線

等の情報伝達手段の整備、防災組織の育成など、地域防災力及び市民の防災意識の向上に努めるとともに、消費生活相談や啓発、交通安全環境の整備、消防機能の強化にも取り組んできました。市民満足度調査においても、防災体制や地域防犯・安全等の取組は評価されています。

今後も、市民が安全・安心な生活を送ることができるよう、一層、取組を充実していく必要があります。

環境の分野では、地球温暖化による気候変動に伴い、集中豪雨や台風の巨体化等による災害が頻発化・激甚化するなど、「気候危機」と言うべき極めて深刻な事態となっている中、尾道 COOL CHOICE プロジェクト^{*}を立ち上げ、市民や事業者等の自発的な地球温暖化対策に取り組むとともに、環境美化推進事業や環境学習事業、ごみの再資源化推進事業等の取組を進めています。

今後は、「ゼロカーボンシティ^{*}」宣言に基づくカーボンニュートラル^{*}や、廃棄物の発生抑制や再資源化等の推進など、資源循環型社会^{*}の形成に向けた取組が必要です。

子育ての分野では、妊娠・出産期から子育て期までを切れ目なく支援する尾道子育て応援スタイルの充実を図るとともに、子どもの居場所づくり^{*}など、すべての子どもが夢と希望を持って成長できる環境づくりを推進してきました。一方で、日常的に家事や介護等を行うことで育ちや教育に影響があり自身の権利が守られていない子どもへの支援や、医療的ケア児^{*}への保育提供体制等に関する課題があります。

今後も、ICT^{*}等を用いた保育・子育て支援サービスや、様々な課題を抱えた子ども・家庭への相談支援体制の充実を図るなど、安心して子どもを産み育てられる環境を整備する取組をより一層進めていく必要があります。

健康・福祉・医療・介護の分野では、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上を主としたフレイル^{*}予防と健康づくりに取り組むとともに、地域包括ケアシステム^{*}による取組や「福祉まるごと相談窓口^{*}」の設置、質の高い地域医療の提供体制の充実など、着実に推進してきました。市民満足度調査によると、健康・福祉・医療・介護に関する取組は重要であると評価されており、一層の取組が求められています。

今後も、医療・福祉サービスの更なる充実を図るとともに、健康寿命^{*}の延伸に関する取組を実施し、誰もが幸せに暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

第2節

本市を取り巻く社会・経済情勢の変化

1 人口減少と少子高齢化の進展

わが国では、少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、特に地方においては、若年層を中心とする人口の流出や出生数が死亡数を下回る自然減により、大都市よりも早く人口減少が進行しており、若い世代が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会・経済環境づくりが急務となっています。

本市においても、少子高齢化の急速な進展による人口構造の変化が社会に様々な影響を及ぼしているため、希望する人が安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、人口減少に適応した地域をつくり、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指すことが必要です。

2 経済・雇用環境の変化

国内経済は、近年、デフレからの脱却と経済再生に向けた取組により経済の好循環が進展し、緩やかな回復傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、インバウンド※需要の大幅な減少や社会・経済活動の抑制など、経済に甚大な影響をもたらしました。コロナ禍により顕在化した課題を克服するために、デジタル技術の活用による生産性向上など、「新たな日常※」の構築に向けた取組が求められています。

また、少子高齢化が進む中で、生産年齢人口の減少が経済成長の制約になることが懸念されています。こうした中、女性や高齢者の労働参加が拡大傾向にあり、長期的な労働力の維持のためにも、誰もが活躍できる働く場の確保や個人の事情に応じた働き方の多様化への、更なる対応が求められています。

本市においても、少子高齢化の進展や若者の市外への転出が増加する中、慢性的な労働力不足が課題となっており、生産性向上のためのデジタル技術の活用や、誰もが働きやすい雇用環境の整備等が必要です。

3 グローバル化の進展

アジア諸国の経済成長に伴い、製造業の国際競争が激化しており、今後成長が見込まれる産業分野における技術力の向上や、技術力を活かした産業の高付加価値化等による国際競争力の強化を進めていく必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界的な経済活動の停滞は、こ

れまで国内企業が進めてきた対外直接投資*の方向性やグローバルなサプライチェーン*の在り方にも影響を及ぼす可能性があり、「新たな日常*」に対応したグローバル戦略が必要です。

また、わが国を訪れる外国人観光客は急速な増加を続け、令和元年（2019年）には年間3千万人を超え、観光消費額も急速に拡大しました。しかし、令和2年（2020年）は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外国人観光客は年間412万人に減少し、地域の観光産業に大きな影響を与えました。わが国においては、国・地域ごとの感染収束を見極め、誘客可能となった国等から、インバウンド*の回復を図ることで、再び観光産業を成長軌道に乗せ、観光で日本の津々浦々が活性化する観光立国を目指すこととしています。

本市においても、観光産業は重要であるため、インバウンドの回復を見据えた取組が必要です。

4 安全・安心な社会の構築

社会の成熟化が進む中で、福祉や防災、環境など、様々な分野において、誰もが安全で、安心して暮らすことのできる社会づくりが求められています。とりわけ、近年、台風や局地的な集中豪雨により、全国各地で水害や土砂災害が頻発化・激甚化しており、行政による取組と併せて、地域全体が連携した、災害に強いまちづくりの推進が必要です。

また、わが国では、高度経済成長期に建設された大量の社会資本が耐用年数を迎えつつあり、老朽化の進行や維持管理・更新に要する費用の増大が想定されています。このため、施設の長寿命化や技術開発等による社会資本の効率的な維持管理・更新が求められています。

さらに、平均寿命が延伸する一方で、健康寿命*と平均寿命の差が拡大することにより、医療費等の負担が大きくなることが懸念されています。今後、国民の健康に対する意識はさらに高まっていくと考えられ、生活習慣病の発症予防など、健康づくりに向けた取組の充実や新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興感染症*への対応が求められています。

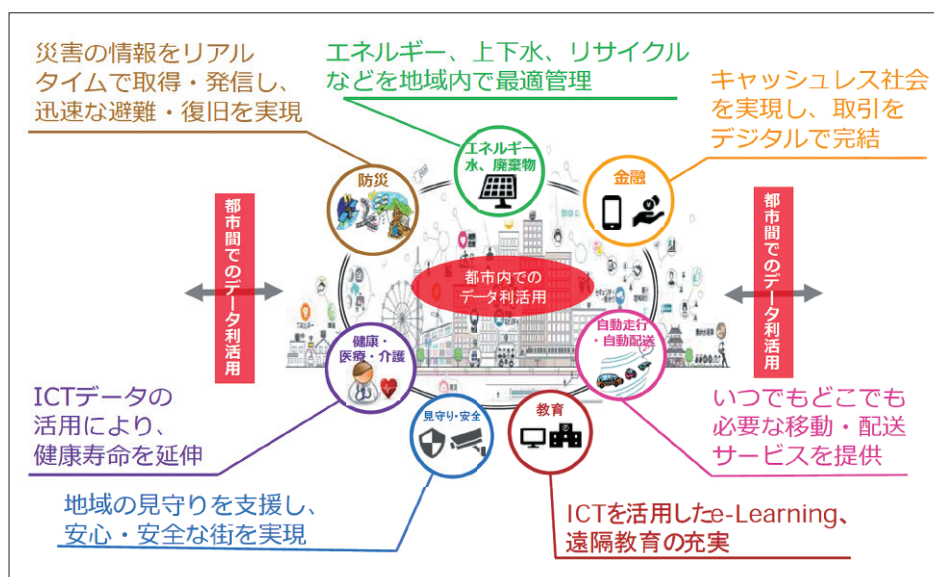
本市においても、市民が安全で、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、福祉、防災、環境など、様々な分野において、着実に取組を進める必要があります。

5 高度情報化社会*の進展

人工知能（AI*）やIoT*、ビッグデータ*等の新たな技術の進展と情報通信機器の普及・多様化により、国民生活や企業活動が大きく変化しています。今後は、5G等の新たなICT*インフラの整備やあらゆる分野におけるDX*を進めることにより、生活の利便性向上や企業活動の生産性向上を図ることが期待されています。

本市においては、令和2年（2020年）11月に、デジタル技術を最大限活用する「市内デジタルファースト宣言*」を行うなど、Society5.0*の実現に向けて、スマートシティ*の取組を推進しています。あらゆる分野でのデジタル技術の活用により、地域課題の解決や魅力向上を図り、豊かな市民生活の実現につなげていくことが必要です。

【スマートシティのイメージ】



(資料) 内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省「スマートシティガイドブック」

6 持続可能な社会の構築

誰一人取り残さない持続可能な社会を目指し、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて採択された「SDGs※（持続可能な開発目標）」は、令和 12 年（2030 年）を期限とする 17 の国際目標です。

わが国においては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性※のある社会の実現に向けて、平成 28 年（2016 年）12 月に「SDGs 実施指針」が策定され、地方自治体においても、SDGs 達成に向けた取組を推進することが求められています。

本市においても、SDGs の理念と目指すべき方向性は、本市の都市像「元氣あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～」の実現に向けた様々な取組の方向性と同様であるため、SDGs に資することを意識して、取り組むことが必要です。

【SDGs の 17 の目標（ゴール）】

	目標 1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標 2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標 3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標 4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標 5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーマント※を行う
	目標 6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標 7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	目標 8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	目標 9【インフラ、産業化、イノベーション※】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

	<p>目標 10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
	<p>目標 11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>目標 12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
	<p>目標 13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>目標 14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>目標 15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p>目標 16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>目標 17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ※を活性化する</p>

7 ゼロカーボンシティ※の推進

平成 27 年（2015 年）12 月に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を 2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。平成 30 年（2018 年）10 月に公表された IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標を達成するためには「2050 年までに CO2（二酸化炭素）の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

わが国においては、令和 2 年（2020 年）10 月に 2050 年カーボンニュートラル※の実現を目指すことが表明され、その実現に向けて地域循環共生圏（ローカル SDGs）※の構築を目指すことが求められています。

本市においても、令和 2 年（2020 年）11 月に「尾道市『ゼロカーボンシティ※』」を宣言し、市民や事業者等とともに「チーム尾道」で、その実現に向けた取組を推進しています。

本市では、「高める『尾道オリジナル』」をキャッチフレーズとして、3つの基本的方向に基づいたまちづくりを推進しており、都市像「元気あふれ人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～」の実現に向けて、取組を進めています。

令和3年度市民満足度調査の結果によると、「尾道市民であることに誇りを感じている市民の割合」は67.9%、「尾道市に愛着を感じている市民の割合」は82.7%であり、多くの市民が、本市に誇りや愛着を感じています。

この市民が感じている誇りや愛着は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会・経済活動の回復に向けた「チーム尾道」の取組につながっています。

また、新しい時代の流れであるスマートシティ[※]やゼロカーボンシティ[※]、SDGs[※]についても、尾道オリジナルを積極的に活かし取り組むことで、本市のブランド力の強化や市民の誇りの醸成につなげていきます。

市民の誇りと愛着を高め、「地域をより良い場所にするために自ら関わろう」とするシビックプライド[※]を醸成することは、市民が主体となったシティプロモーション[※]による交流人口[※]や関係人口[※]、移住者の増加へつなげるとともに、転出抑制による定住人口の維持といった点からも重要です。

このことから、後期基本計画に基づく取組を進めるにあたっては、これまでの取組に加えて、都市像の実現にもつながるシビックプライドの更なる醸成に向けた取組を推進します。また、この取組を「チーム尾道」として展開し、尾道に住むこと、尾道で仕事をすることがステータスとなるようブランド力の更なる強化を図ります。

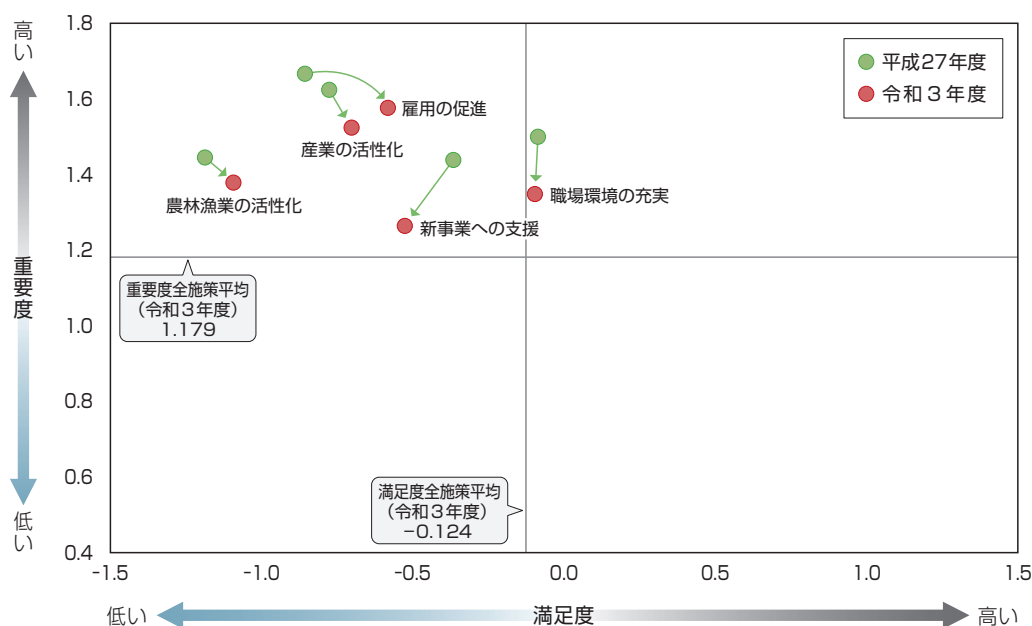
参考資料 市民満足度調査

市民の行政に対する満足度・重要度を把握するため、令和3年（2021年）5月に市民満足度調査を実施しました。分野別の満足度・重要度の関係について、前期基本計画策定時（平成28年（2016年）2月実施）との変化を散布図で示しました。

- ※ 1. 値は、そう思う（満足）：2点／ややそう思う：1点／あまりそう思わない：-1点／思わない（不満足）：-2点として、それぞれの回答数に乗じた総和を有効回答数で除したものの。
- 2. 散布図の縦軸・横軸は令和3年度調査の重要度及び満足度の全施策平均を示す。

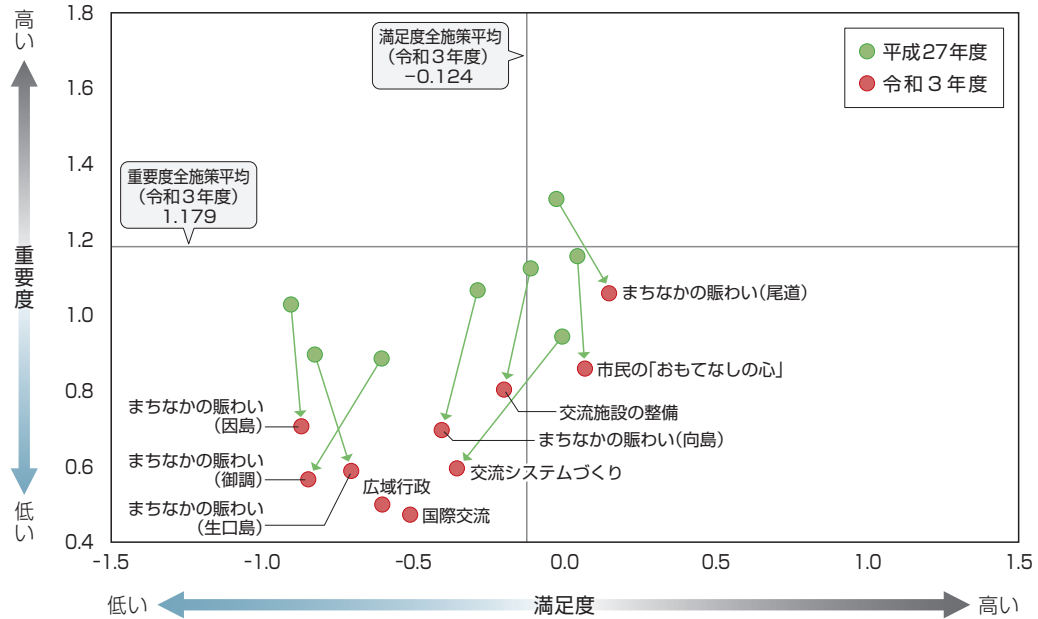
産業

すべての項目で、重要度が低下している。「雇用の促進」は満足度が大きく上がっており、「産業の活性化」「農林漁業の活性化」も満足度が少し上がっている。「新事業への支援」は、満足度がやや下がっている。



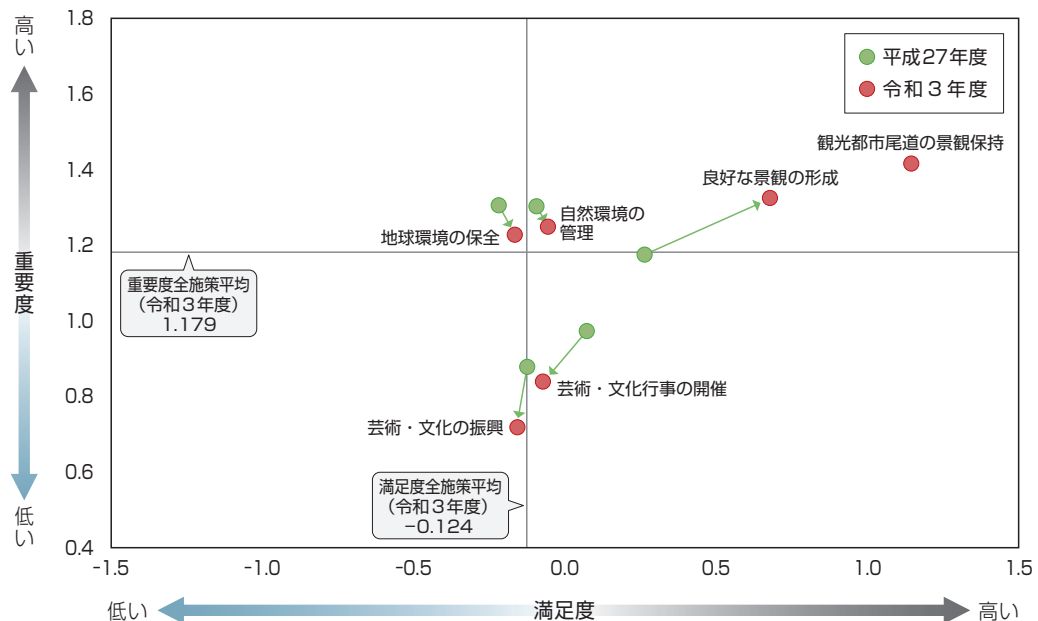
交流

多くの項目で、重要度が大きく下がっている。「まちなかの賑わい（尾道）（生口島）」は、満足度が少し上がっている。「交流システムづくり」は、満足度が大きく下がっている。



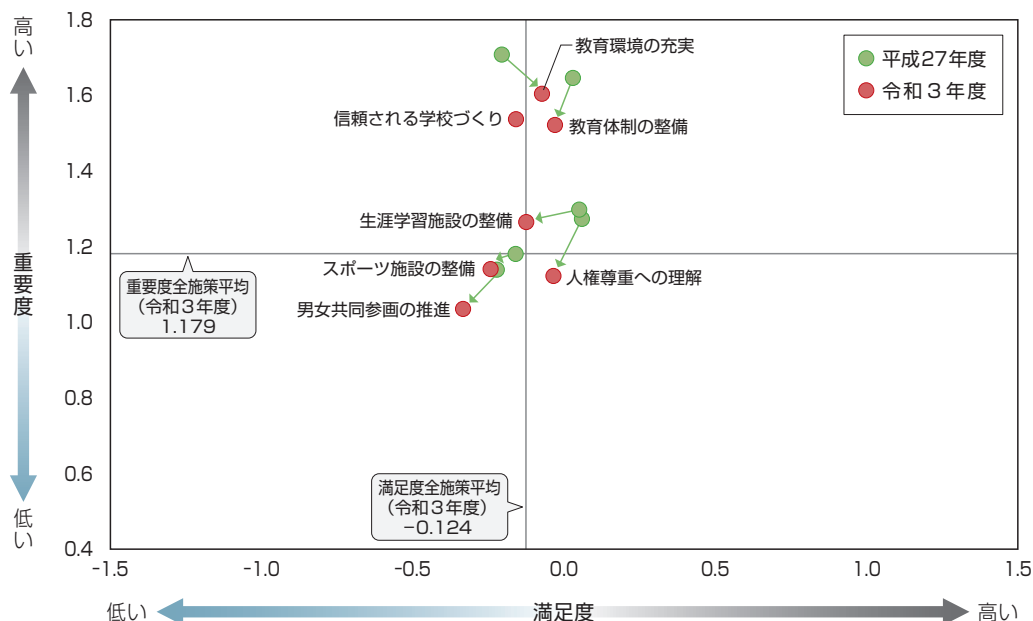
文化・景観

「良好な景観の形成」は、重要度・満足度ともに上がっており、特に満足度の上昇幅が大きい。「芸術・文化の振興」、「芸術・文化行事の開催」は、重要度・満足度ともに下がっている。「自然環境の管理」「地球環境の保全」は、大きな変化は見られなかった。



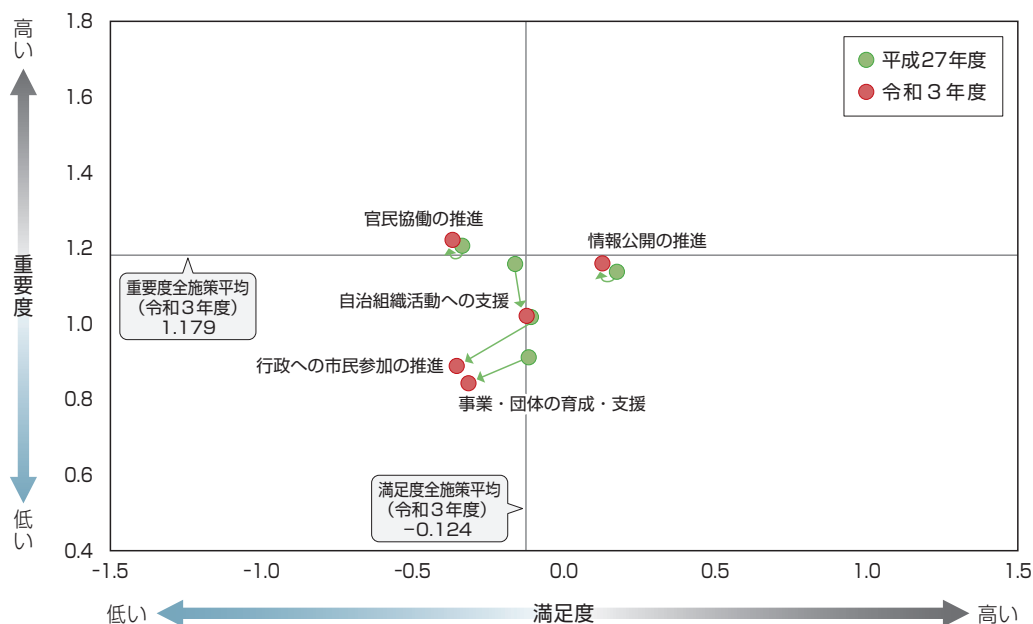
教育・学習

多くの項目で、重要度が下がっており、「教育環境の充実」以外では満足度も下がっている。



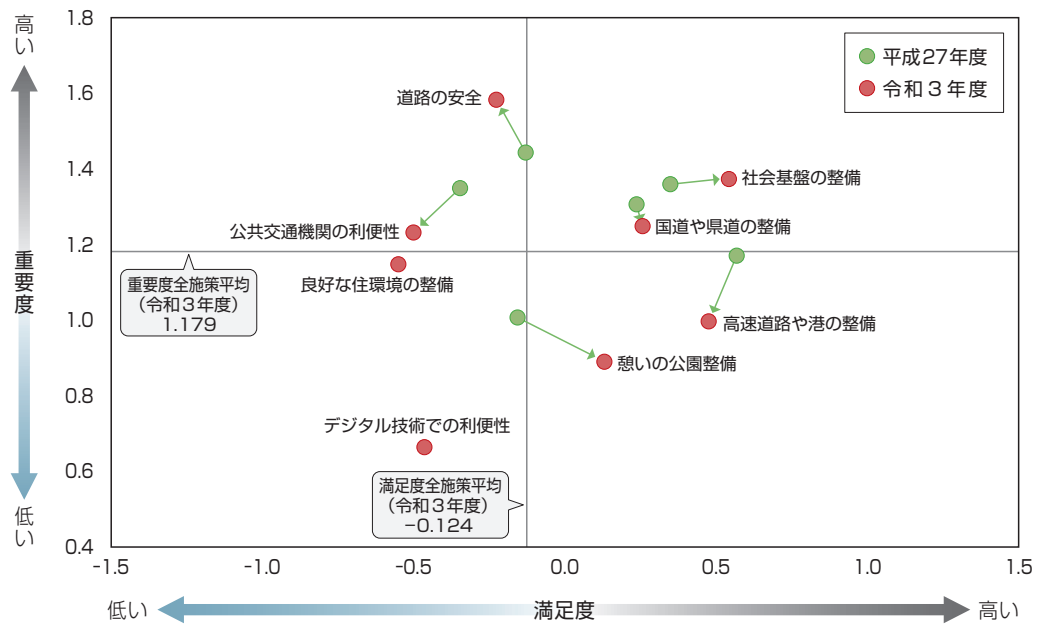
市民協働[※]

「官民協働の推進」「情報公開の推進」は、大きな変化は見られなかった。その他の項目は、重要度が下がっており、「行政への市民参加の推進」「事業・団体の育成・支援」は、満足度が下がっている。



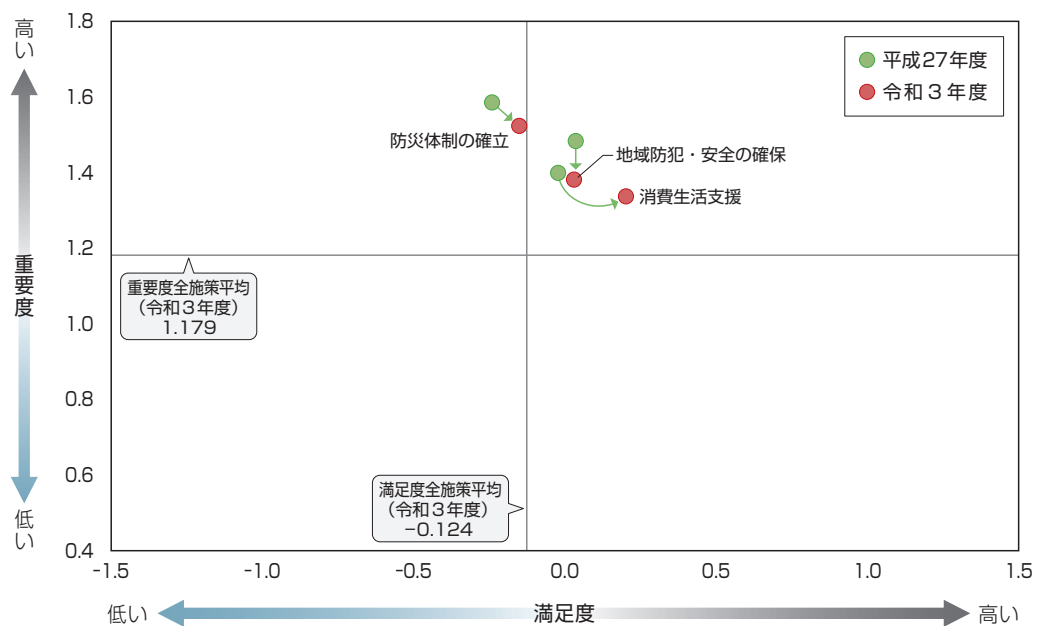
交通・生活基盤

「道路の安全」は、満足度はやや下がり、重要度は上がっている。「社会基盤の整備」は、重要度は変化がないが、満足度はやや上がっている、「高速道路や港の整備」「公共交通機関の利便性」は、満足度・重要度ともに下がっている。「憩いの公園整備」は、満足度は大幅に上がっているが、重要度はやや下がっている。



安全・安心

「消費生活支援」は、満足度が上がったが、その他の項目に大きな変化は見られなかった。



子育て・医療・福祉

重要度は、すべての項目で大きな変化は見られなかった。満足度は、「子育て支援体制の充実」が大きく上がっており、「高齢者への支援体制の充実」「介護サービスの充実」も上がっている。一方、「障害者支援の推進」「健康づくり体制の整備」はやや下がっている。

